

中小企業の社長や人事・総務担当の方へ

東京商工会議所

「健康経営アドバイザー制度」のご案内

健康経営 をはじめよう

健康経営は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法です

企業が経営理念に基づき、従業員等の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がることと期待されます。

＝従業員等の健康増進や労働衛生等への取り組みに係る支出を、「コスト」ではなく「経営的な投資」として、前向きにとらえることなのです！

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。



5STEPで始める健康経営

健康経営スタートアップ

STEP 1 健康宣言

- ☑ 健康経営に取り組むことを社内外へ発信する
(加入している全国健康保険協会・健康保険組合等が健康宣言事業を実施しているか確認する)
- ☑ 経営者自身が健診を受診する

STEP 2 組織体制

- ☑ 社内で健康づくりの担当者を決める
- ☑ 健康づくりに関する外部人材（健康経営アドバイザーなど）の活用も検討する

STEP 3 健康課題等の把握

- ☑ 定期健康診断をどの程度受診しているか（受診率）、受診するよう促しているかを確認する
- ☑ 従業員の心の健康状態を把握する（ストレスチェック）
- ☑ 職場における健康づくりを意識した活動（階段使用の奨励等）の実施状況を確認する
- ☑ 残業時間、有休の取得状況、食事の時間帯など職場環境を確認する
- ☑ 従業員の健康管理に関する法令を確認する

STEP 4 計画策定・健康作りの推進

- ☑ STEP 3で自社の健康課題を把握し、社内で優先的に取り組む課題を決める
- ☑ 優先順位に従って課題解決の方法を検討し、計画を立案する
- ☑ 健診受診率100%、喫煙率、有休取得率、朝食欠食ゼロなど数値目標も検討してみる

やってみよう！中小企業での施策例

 <p>加入の健保組合等へ40歳以上の従業員の健診データの提供¹⁾</p>	 <p>階段使用・社内でのストレッチの実施</p>	 <p>社員食堂・弁当で栄養バランスの取れたメニューを提供</p>	 <p>保健師や管理栄養士による生活習慣改善指導</p>	 <p>睡眠とアルコールに関する正しい知識の習得</p>
 <p>ストレス・メンタルヘルスに対する正しい理解の促進</p>	 <p>職場での感染症対策（インフルエンザ予防接種の費用負担など）</p>	 <p>ノー残業デーや有休取得促進の仕組みを導入</p>	 <p>分煙環境整備や禁煙プログラムの導入</p>	 <p>社長や健康づくり担当者から定期健診や再検査の受診勧奨</p>

(注1) 加入の健康保険組合等(保険者)の求めに応じて実施

STEP 5 取り組みの評価・改善

- ☑ 従業員の参加・実施状況を把握する
- ☑ 生活習慣・健康状況の改善、参加者の満足度、仕事のモチベーションアップなど、健康づくりによる反応・効果を確認し、次の一手（改善策）を検討する



健康経営の実践を健康経営アドバイザーがサポート

東京商工会議所の健康経営アドバイザー制度とは

健康経営に取り組みたい企業に対し、東京商工会議所が専門家を派遣します。
健康経営診断、事業計画立案、体制整備、健康づくり施策等の実践支援を行います。

専門家例

- ① 中小企業診断士：生産性の向上・人材マネジメントの助言等
- ② 社会保険労務士：計画立案・PDCAサイクルのチェック
- ③ 保健師等：健康づくりの支援

健康経営アドバイザーの健康経営実践支援フロー

フロー1 1回目訪問（ヒアリング）

- 健康経営アドバイザーが貴社を訪問いたします。
- 健康経営アドバイザー制度の概要を説明します。
- 貴社の健康経営の課題を抽出するために、「健康経営ヒアリングシート」に沿ってヒアリングします。

健康経営スタートアップ STEP2～3 の支援です。

フロー2 2回目訪問（フィードバック）

- 「健康経営診断報告書」を作成し、抽出した貴社の健康経営の課題と、対策案をご説明します。
- 健康経営の実施計画立案の参考となる施策・事例・専門機関や実践に必要な専門家をご紹介します。

健康経営スタートアップ STEP3～4 の支援です。

フロー3 3回目訪問以降（実践フォロー）

- 診断を参考に、健康経営の実施計画を立て、実践しましょう！
- 計画策定・実践に専門家の支援が必要な場合、再度専門家を派遣します。
(計画書作成のお手伝い、実践の具体的なアドバイス)

健康経営スタートアップ STEP4～5 の支援及び、STEP3～5 の
PDCA サイクルを回す支援です。



経済産業省 「健康経営優良法人認定制度」のご紹介

健康経営優良法人認定制度

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優れた健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。

本認定制度は、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門」と、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門」の2つの部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」を認定します。

中小規模法人部門抜粋

制度のイメージ



健康経営優良法人認定制度の部門設定

中小規模法人部門	
製造業その他	300人以下
卸売業	100人以下
小売業	10人以下
医療法人・サービス業	100人以下

その他、認定基準・申請方法等についての詳細は

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html をご参照ください。

東京商工会議所 健康経営アドバイザー制度(派遣)のお申込み



東京商工会議所 サービス交流部

03-3283-7670

「健康経営アドバイザー派遣希望」とお伝えください。

お問い合わせ受付時間 平日 9:00~17:00 (年末年始を除く)



WEB

①「東商 健康経営倶楽部」で検索もしくは

<https://www.tokyo-cci.or.jp/kenkoukeiei-club/> にアクセス

② 健康経営に関する情報⇒健康経営アドバイザーのサポートの [お申し込みはこちら](#) からお申込みください。

※原則無料でご利用いただけます。

※東京都23区内の企業様が対象となります。

問い合わせ先

